幼保連携型認定こども園 西宮セリジェ保育園 重要事項説明書

特定教育・保育の提供の開始に当たり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設経営法人

法人の名称	社会福祉法人 桜谷福祉会				
代表者氏名	理事長 花 房 八重美				
法人の所在地	兵庫県赤穂市新田 1444 番地				
法人の電話番号	0791-46-0331				
	第1種社会福祉事業	特別養護老人ホームの経営	3事業所		
	JJ	児童養護施設の経営	1事業所		
	第2種社会福祉事業	老人短期入所事業の経営	1事業所		
	JJ	老人デイサービスセンターの経営	3事業所		
	"	老人在宅介護支援センター事業の経営	1事業所		
	"	保育所の経営	3事業所		
定款の目的に定めた事業	"	幼保連携型認定こども園の経営	3事業所		
	"	一時預かり事業の経営	7事業所		
	"	障害児通所支援事業の経営	2 事業所		
	II.	乳児等通園支援事業の経営	1事業所		
	公 益 事 業	居宅介護支援事業	2 事業所		
		喀痰吸引等研修事業	1事業所		
		診療所事業	1事業所		

2 施設の概要

心設の恢安	
名称	西宮セリジェ保育園
施設の種別	幼保連携型認定こども園
所在地	兵庫県西宮市戸崎町4番12号
認可年月日	平成 29 年 4 月 1 日
確認年月日	平成 29 年 4 月 1 日
電話番号・FAX番号	TEL 0798-39-7863 FAX 0798-39-7864
電子メール	nishinomiya-cerisier@mx1.alpha-web.ne.jp
園長氏名	奈 良 亜 弓
入所定員	3号認定子ども 計 42名 0歳児 12名、1歳児 15名、2歳児 15名 2号認定子ども 計 48名 3歳児 16名、4歳児 16名、5歳児 16名 1号認定子ども 計 15名 3歳児 5名、4歳児 5名、5歳児 5名 総計 105名
取扱う保育事業の種類	延長保育、障がい児保育、一時保育、預かり保育、休日保育
自己評価の概要	職員による運営や教育・保育内容等の自己評価を毎年1回実施し、サービス内容の向上に 努めます。
第三者評価の実施状況	兵庫県が認証した評価機関による福祉サービス第三者評価事業を3年に1度受審し、その 結果を公表します。

3 教育・保育の内容

1)教育・保育理念

個性を大切にし、個人個人の発達段階に応じた適切な指導を行い、安全で快適な教育・保育環境のもと、子どもたち一人ひとりが生き生きと健やかに育ち、保護者の方が安心して預けられる施設を目指す。

- 2) 教育・保育目標
- ① げんきな子ども (明るさと強さを育む)
- ② かんがえる子ども (創造性を育てる)
- ③ やさしい子ども(情緒が豊かになるかかわりを学ぶ)
- 3) 基本方針
- ① 子どもの最善の利益を考慮した福祉を推進し、社会に貢献する
- ② 子どもを一個の主体として尊重し、子どもにとってふさわしい生活の場を整える
- ③ 子どもの心身の発達を保証する教育・保育を実践する
- ④ 子育てを社会全体で支えるネットワークを構築する
- ⑤ 地域社会の子育て支援の拠点及び地域に開かれた社会資源としての機能を果たす
- 4) 教育・保育の内容

幼保連携型認定こども園 教育・保育要領に基づき、支給認定を受けた保護者に係る園児に対し、特定教育・保育を提供する。

- 1号認定子どもについては、教育標準時間において、特定教育・保育を提供します。
- 2・3号認定子どもについては、当該支給認定における保育必要量の範囲内において、特定教育・保育を提供します。
- 5) 預かり保育の内容

やむを得ない理由により、教育標準時間を超えて保育を必要とする場合は、1号認定の園児に対し、保育の必要な範囲において預かり保育を提供します。

6) 延長保育の内容

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し保育の必要な範囲において延長保育を提供します。

7) 食事の提供

食事は園内の調理室で調理を行い、提供します。

- 1号認定子どもについては、昼食を提供します。
- 2・3 号認定子どもについては、昼食及び午後のおやつを提供します。なお、乳児については、これに加え午前中に1回おやつを提供します。
- 8) その他特定教育・保育に係る行事等

4月	入園・進級式 クラス別懇談会	8月	夏祭り プール終了	12月	冬至ゆず湯 クリスマス会 (尿検査)
5月	春の遠足 昼食試食会	9月	お月見会 運動会	1月	正月遊び大会・書初め ホームカミングデイ
6月	内科・歯科・耳鼻科 眼科の各健診	10月	秋の遠足 秋まつり	2 月	節分・豆まき 生活発表会
7月	プール開始 ホームカミングデイ	11 月	移動動物園 クラス別懇談会	3 月	お別れ遠足 卒園式

4 開園日・開園時間及び休園日

1) 通常教育・保育

1/ 巡巾教育 水育			
開園日	月曜日から土曜日まで		
開園時間	7時00分から19時00分		
教育・保育の	1号認定子ども 月曜日から土曜日まで		
提供日	2・3 号認定子ども	月曜日から土曜日まで	
	教育標準時間	8時30分から16時30分	
利用時間	保育標準時間	7時00分から18時00分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間	
	保育短時間	8時30分から16時30分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間	
預かり保育時間	教育標準時間	7時00分から8時30分	
頂がり休月时间	教目標毕时间	16 時 30 分から 19 時 00 分	
	保育標準時間	18時00分から19時00分	
延長保育時間	保育短時間	7時00分から8時30分	
		16時30分から19時00分	
一時保育時間	8時00分から18時00分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間		
自主事業	保育園入園者	7時00分まで及び19時00分以降	
延長保育時間	一時保育利用者	8時00分まで及び18時00分以降	
	日曜日・国民の祝日並びに国民の休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日まで		
休園日	西宮市南部エリアに、「特別警報」・「高齢者等避難」・「避難指示」・「緊急安全確保」が発令		
	された場合(ただし、保育時間内に解除された場合は、開園します。)		
	地震等の災害により、	保育園が甚大な被害を受けた場合	

2) 休日保育

開園日	日曜日・国民の祝日並びに国民の休日及び 12 月 29 日・30 日
開園時間	7時30分から18時30分
保育時間	7時30分から18時30分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間
休日一時 保育時間	8時00分から18時00分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間
自主事業 延長保育時間	8時00分から18時00分以降
休園日	西宮市南部エリアに、「特別警報」・「高齢者等避難」・「避難指示」・「緊急安全確保」、若しくは、大雨・洪水・暴風警報が発令された場合 地震等の災害により、保育園が甚大な被害を受けた場合

5 施設・設備の概要

敷地	市有地を使用貸借	面積 687.17 ㎡
建物	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	延床面積 930.08 m²
施設の内容	乳児室・ほふく室 3室 保育室 4室	$142.78 \; ext{m}^2 \ 249.23 \; ext{m}^2$
	休月主 4 主	249.20 III

	調理室1室調乳室1室	40.36 m² 2.78 m²
	医務室 1室	$15.30~ ext{m}^2$
設備の種類	冷暖房・床暖房・太陽光発電	
その他	屋外遊戲場	291.76 m²

6 職員体制

1) 職種別の職員の数(資格保有者の数)

職種		配置人員	配置基準	保有資格
園長	常勤	1名	1名	幼稚園教諭免許、保育士資格
主任保育教諭	常勤	1名	1名	幼稚園教諭免許、保育士資格
保育教諭	常勤	16 名以上	16名	幼稚園教諭免許、保育士資格
厨房職員	常勤	2名以上	2名	管理栄養士、栄養士、調理師

2) 常勤職員の勤務形態

7 利用料等

1)利用者負担額

支給認定を受けた市町が定める利用者負担額の徴収を行います。

2) その他の費用

内容	金額
主食費 1・2 号認定子どもに係る主食の提供費用	月額 1,950 円
副食費 1・2 号認定子どもに係る副食の提供費用	月額 5,850円
衛生管理費 1号認定子ども 寝具やタオル類等の提供費用 2・3号認定子ども 寝具やタオル類等の提供費用	1 号認定子ども 月額1,500 円2・3 号認定子ども 月額1,500 円
預かり保育料金 預かり保育利用にかかる費用	18 時 00 分から 19 時 00 分 1 回 300 円 月額 5,000 円 教育標準時間から保育標準時間 1 回 200 円 ※ 所得階層により減免があります。
延長保育料金 延長保育利用に係る費用	1回300 円月額5,000 円保育短時間~保育標準時間1回1回200 円※ 所得階層により減免があります。
一時保育料金 一時保育利用に係る費用	0歳児 1回 3,500円 1・2歳児 1回 3,000円 3~5歳児 1回 2,500円 ※ 所得階層及び利用事由により減免があります。
休日一時保育料金 休日一時保育利用に係る費用	0歳児 1回 5,500円 (4時間未満は半額) 1・2歳児 1回 5,000円 (4時間未満は半額) 3~5歳児 1回 4,500円 (4時間未満は半額) ※ 所得階層により減免があります。
延長保育料金 自主事業の延長保育利用に係る費用	30 分単価 500 円

- ※ 事前に保護者の皆様に説明・同意の上、上記の金額を改定することがあります。
- ※ その他、保育用品代や利用者負担が適当と認められるものについては、事前に保護者の皆様に説明・同意の上、徴収するものがあります。
- 3) 支払方法

口座振替払い(毎月27日に引き落とします。)

8 契約の解除

園児が小学校に就学するときは、卒園するものとします。

下記の場合、教育・保育の提供を終了し、退園させるものとします。

- ・ 支給認定保護者が退園を申し出たとき。
- ・ 保育認定こどもに該当しなくなったとき。
- ・ その他、利用の継続について重大な支障、又は困難が生じたとき。

9 学校医•学校歯科医•嘱託医•学校薬剤師

医療機関名	関小児科医院(科目:小児科)
所在地	〒663-8172 西宮市甲子園二番町 2-21
7月11年41日	TEL 0798-47-0015 FAX 0798-47-0015
提携内容	各種健康診断及び事後指導、健康相談、健康教育、健康管理
医療機関名	よしだ歯科クリニック (科目:歯科)
 所在地	〒663-8113 西宮市甲子園口 3 丁目 15-17
77[11.46	TEL 0798-63-4182 FAX 0798-63-4182
提携内容	各種健康診断及び事後指導、健康相談、健康教育、健康管理
医療機関名	いくい眼科(科目:眼科)
 所在地	〒663-8004 西宮市大市東町 4-2-202
///1工上世	TEL 0798-54-0878 FAX 0798-54-0878
提携内容	各種健康診断及び事後指導、健康相談、健康教育、健康管理
医療機関名	福武医院(科目:耳鼻咽喉科)
 所在地	〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目25-34
///11-FE	TEL 0798-66-1817 FAX 0798-66-1817
提携内容	各種健康診断及び事後指導、健康相談、健康教育、健康管理
学校薬剤師	南雅子
所在地	〒663-8117 西宮市甲子園七番町 19-13
	TEL 0798-78-5193

10 健康診断の実施

- 10-11-17-17-17		
項目	実施回数	内容
内科健診	年2回	全年齢対象。0・1歳児は月1回実施します。
歯科健診	年1回	全年齢対象。
耳鼻科健診	年1回	全年齢対象。
眼科健診	年1回	全年齢対象。
尿 検 査	年1回	3 歳以上児対象。
身体測定	月1回	全年齢対象で身長・体重の測定を行い、結果については連絡ノートに記載します。

11 要望・相談・苦情の受付

苦情受付担当者	先 東	1 花	織(主任保育教諭)	TEL 0798-39-7863
苦情解決責任者	奈 島	更	弓 (園長)	TEL 0798-39-7863
第三者委員	谷柞	寸	誠(社会福祉法人 みかり会	会 理事長)
			多夢の森	TEL 078-787-0939
	梅里	矛高	明(社会福祉法人 勝原福祉	止会 常務理事)
			事務局	TEL 079-240-7920

12 利用者に対しての保険

保 険 名 称	保険の内容
ひょうご福祉サービス総合補償制度 賠償補	浦償 1 事故 500,000,000 円
ッ 事故見舞	舞金 1 事故 1,000,000 円
日本スポーツ振興センター災害共済給付制度	度 1事故 37,700,000円

13 非常災害時の対策

- 1)消火・避難訓練 月1回実施
- 2) 災害時の避難場所

保育園が甚大な被害を受けた等の場合は、下記の場所へ避難します。なお、それぞれの避難経路については、保育園内 に掲示しています。

- ① 火災の場合 上甲子園小学校
- ② 地震の場合 上甲子園小学校
- ③ 津波・浸水の場合 保育園 3 階
- 3) 緊急連絡先(緊急用携帯電話) 070-1296-5109
- 4)保育時間中に、西宮市南部エリアに「特別警報」・「高齢者等避難」・「避難指示」・「緊急安全確保」が発令された場合安全を十分に確保した上で速やかにお迎えに来てください。
- 5) 災害時の連絡方法
- ① 火災

避難場所へ避難をする場合は、よいこネットにて避難状況を連絡します。なお、避難完了後、緊急連絡票にて連絡します。

② その他の災害

避難場所へ避難をする場合は、よいこネットにて避難状況を連絡します。なお、避難完了後、171 災害時伝言ダイヤルにて連絡します。

6) 避難場所での引渡方法

所定の引渡カードを使用し、園児の引渡を行います。

7)「社会福祉法人桜谷福祉会 幼保連携型認定こども園西宮セリジェ保育園 BCP (業務継続計画)」に基づき、保護者とともに子どもの安全を確保した教育・保育を実践していきます。

14 守秘義務及び個人情報の取扱に関する事項

関係市町が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用します。 また、卒園児等を小学校、若しくは、次の教育・保育施設へ送り出すにあたり、各小学校、若しくは、各教育・保育施設 に育ちを連続して引継いでいくための情報を提供できるものとします。

なお、園生活の情報共有のための園だより、地域の子育て支援施設としての情報提供の各種提供ツール (ホームページ等)、保育園運営に必要な園児募集や職員募集に関する書類作成時に、園児の園での様子を掲載することがあります。なお、掲載する写真及び動画等につきましては、その都度、保護者の皆様に掲載の了承をいただきます。

令和 7 年 3 月 24 日 10 時 30 分 ~ 11 時 30 分

西宮セリジェ保育園での特定教育・保育サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

西宮セリジェ保育園

説明者職氏名 園長 奈 良 亜 弓 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、西宮セリジェ保育園での教育・保育サービスの提供開始に同意しました。

住 所

氏 名 印

児童との続柄

児童氏名

附則

- 1 この重要事項説明書は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この重要事項説明書は、平成30年11月1日から改正施行する。
- 3 この重要事項説明書は、平成31年4月1日から改正施行する。
- 4 この重要事項説明書は、令和1年10月1日から改正施行する。
- 5 この重要事項説明書は、令和2年4月1日から改正施行する。
- 6 この重要事項説明書は、令和4年4月1日から改正施行する。
- 7 この重要事項説明書は、令和5年4月1日から改正施行する。
- 8 この重要事項説明書は、令和6年4月1日から改正施行する。
- 9 この重要事項説明書は、令和7年4月1日から改正施行する。